

第5回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年4月22日（月）午後1時30分

会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2. 委員定数 19名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 木戸 賢治

委 員

2番 大津 康男 4番 二瓶 崇 5番 高野 進

6番 菅井 大輔 7番 齋藤 澄子 8番 山口 久人

9番 木村富士男 10番 武藤 常雄 11番 小林 博行

12番 小沢 勝則 13番 小林千代松 14番 横山 敏光

15番 佐藤 光伸 16番 渡部 信夫 17番 庄司 英喜

4. 本日の総会に欠席通告した委員

1番 鈴木 隆 3番 菊地 善一郎

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第7号 会務報告について

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 24 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 26 号 農用地利用集積計画について

議案第 27 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 小 林 孝 昭

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 達 哲 弥

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

水稻の播種作業ということで終盤を迎えました。尚且つ、今度は床土の準備等で何かとお忙しいところ第 5 回農業委員会総会にご出席をいただきまして誠にご苦労様でございます。今程、局長の方からありました通り 4 月 1 日付けで職員の人事異動がなされました。1 日から新体制でそれぞれスタートを切っていますので、よろしくお願い申

し上げたいと思います。皆さん初めての方もおりますので、温かいご支援と、ご声援をいただければ幸いかと思いますので、よろしくお願い申し上げます。また、本日総会終了後に各専門委員会の第1回目の会議を開催する予定であります。その後、最適化推進委員を交えて全体会ということで行いたいと思います。併せて観桜会を執り行いますので、会議等が集中しておりますが、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の総会には、報告2件、議案5件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、1番 鈴木隆委員、3番 菊地善一郎委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第5回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、7番 齋藤澄子委員、8番 山口久人委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第7号 会務報告について」、「報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第7号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔15件を朗読、説明。〕

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第7号及び報告第8号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、横山敏光委員。

○横山敏光委員

14番横山です。事前に調べていただきたいということでお願いをしておりました。報告第8号の案件No.5についてですが、田と畑を交じり合っており、後から出てくる農用地利用集積等促進計画によりますと公図上では畑ですが、現況は田となっていたので、現況は1枚の水田になっ

ているんでしょうかと事前に質問をしておきましたが、どの様になっていたでしょうか。返答をお願いします。

○事務局

横山委員から事前に質問を受けていた件について、お答えいたします。資料で申し上げますと6ページのNo.5の案件でございます。こちらの畑7筆につきましては、一団の畑として利用されておりまして、令和5年度につきましては、そばが栽培されておりまして、令和6年度においてもそばの作付が予定されているところでございます。また、田につきましては、1部稲作が行われるものと、畑に減反して使用されていることを確認したところでございます。以上です。

○議長

横山委員よろしいでしょうか。

○横山敏光委員

そうしますと、実態はバラバラだということで、連番になっていたところがあるわけですが、田になっていてもそばにするとかしていたということですが。今後もその様な利用のされ方をするのか、お伺いいたします。

○事務局

畑につきましては、複雑な地形をしている小さい土地が集まっているものでございまして、それがくろを介して一団の1つの畑として利用されている状況にあります。公図上は分かれている所ですが、大きい区画にされた上、利用されている状況にございます。今後につきましても今回、利用権の方の設定が後で出てきますが、協力して営農されるものと考えております。以上です。

○横山敏光委員

少しわかりにくかったのですが、例えば1 1 1 1－1と1 1 1 1－2が田んぼと畑で90㎡や40㎡だったりするので、私としては公図上は畑でも現況は水田になっているのであれば、1枚の水田に併せて作り変

えてあるのかと理解したんですが、1枚の水田でなければ何枚かの水田になっているのかどうか、現況はどの様になっているのかということです。

○事務局

只今の横山委員からのご質問についてでございますが、状況につきましては、農業委員会の方で現地まで確認したものではございません。こちらの案件につきましては、農業振興課の農地中間管理事業で農地中間管理機構が間に入っておりまして、その前から現況の形で使われているということでございます。後ほど議案の方でも出て来ますが、当時10年間の設定で機構に貸付けていた土地が今回途中で解約されるということで、残りの年数を今回転貸するという形になりますので、農地としての田、畑の確認まではしてございませんが、現況としてはきちんと利用された農地であると考えてございます。

○議長

横山委員よろしいでしょうか。

○横山敏光委員

了解しました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第7号及び報告第8号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第7号及び報告第8号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定2件、所有権移転3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1、No.2については、17番 庄司英喜委員、所有権移転のNo.1については、9番 木村富士男委員、No.2については、11番 小林博行委員、No.3については、7番 齋藤澄子委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○庄司英喜委員

〔権利設定のNo.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番庄司です。農地法第3条 権利設定の案件No.1、No.2について、報告させていただきます。去る4月5日 午後にそれぞれの関係者である設定人の〇〇〇さん、〇〇〇さんと被設定人の〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査並びに申請者からの内容の聞き取り調査を行いました。本案件については、もともとが畑であったところを平成の初めに個人的に重機を入れて水田とし、現在は田になっておりまして、それを更に地下水を汲み上げて、耕作をして来たところであります。しかしながら、設定人はそれぞれ高齢になり労働力不足で耕作管理が出来ないと判断し、近隣の農地でそばの栽培管理をしている岩月町の岩本充最適化推進委員に相談し、アドバイスを受けまして被設定人との手続きを進めたところであります。近隣は住宅も多く今までも農作業には苦勞した様ですが、

被設定人のこれまでの実績からして十分に管理出来るものと考えます。以上を踏まえまして、本申請に伴う権利の取得については周辺の農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。なお、終わりにこの案件につきましては、土地改良区の水利費や賦課金の支払いは該当するものではないことを併せて報告をさせていただきます。以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番木村です。農地法第3条 所有権移転 案件No.1について、補足説明いたします。去る4月3日水曜日 午後4ごろから、譲受人の〇〇〇さんは仕事で不在のため、〇〇〇さんと一緒に農作業をしている妹の〇〇〇さん立ち会いのもと現地確認並びに聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんも仕事で不在のため、〇〇〇さんには電話にて確認を行いました。〇〇〇さんは一人娘で嫁いでおり、喜多方市内に住んでおりますが、〇〇〇さんの両親は既に他界しており、住まいも解体されて、更地になっており田も畑も手放したいとのことでした。現地は田も畑も〇〇〇さんの耕作地と隣接しており、作業効率的にも悪くなく、〇〇〇さんもきちんと管理して行きたいとのことでした。よって、今回の所有権移転は問題ないと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番小林です。農地法第3条 所有権移転 案件No.2について、ご報告申し上げます。4月7日午前10時30分ごろ、譲渡人の〇〇〇さんの自宅を訪問し、聞き取り調査並びに現地調査を行いました。譲受人の〇〇〇さんは、〇〇〇市在住の〇〇〇であります。仕事で実家にはこれないということで、同日の夜に電話にて聴き取りをいたしました。本件の内容は、親子関係にあります農地約1.6ヘクタールの贈与の申請であります。母の〇〇〇さんは74歳で現在一人暮らしで、営農に励んでおります。そ

の中で将来の農業経営を考えたところ、一人息子であります〇〇〇さんに贈与するということにしたそうです。〇〇〇さんは、〇〇〇に勤めながら休日には実家の田んぼの管理を手伝っており、機械も取り揃ってありました。親子で家族経営に取り組んでいると見て来ました。現地の田んぼも見て来ましたが、秋耨いの跡があり、管理が行き届いていると見て来ました。畑も同様でありました。よって、本件の申請は親子による権利移転であり、周辺の農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○齋藤澄子委員

〔所有権移転のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番齋藤です。農地法第3条 所有権移転 案件No.3について、現地調査並びに聞き取り調査の結果を報告させていただきます。去る4月5日午後2時ごろより、〇〇〇さんの自宅にお伺いいたしまして、〇〇〇さんは外出中のため不在でしたが、お父さんとお母さんから聞き取り調査を行いました。この土地は皆さん見てわかる通り52㎡と小さな土地ですが、区画整理の時に基盤整備で残った土地がちょうど〇〇〇さんの方の土地に隣接している土地で残っていました。これをお互いにその時点で〇〇〇さんと〇〇〇さんで面積を交換して残った土地ですが、〇〇〇さんの方で父親の代から名義変更が出来ておらず、現在になってやっと終わったということで、今回の手続きとなりましたので、これは今までも〇〇〇さんが耕作管理しておりましたので、今後も異常なく耕作管理がなされるものと確認しております。また、〇〇〇さんの方には電話にて連絡を取らせていただきました。なお、〇〇〇さんの方の名義の変更は終わっております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第23号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林千代松委員

○小林千代松委員

13番小林です。ページ 4 ページの案件No.1 についてですが、申請理由及び備考の欄に出しての要望によりとなっております。出し手は貸してや譲渡人でやっていると思いますので、統一された方がよろしいかと思っておりますので、譲渡人とすべきではないかと思っております。以上です。

○事務局

只今の小林委員のご指摘のとおり、わかりづらい表現でございました。今後注意しながら、所有権移転の案件なら譲渡人、権利設定であれば賃借人等と統一した名称を使用したいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○議長

小林委員よろしいですか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

○議長

はい、齋藤澄子委員

○齋藤澄子委員

7番齋藤です。案件No. 1 とNo. 2 で並びに所有権移転のNo. 2 についてですが、まず権利設定のNo. 2 について、借り受ける方の方は〇〇〇ということで〇〇〇町の方なんです、どの様な形で耕作管理されて行くのか、聞き取り調査はされていると思いますが、その辺りをお願いしたいと思います。次に移転の方の案件No. 2 についてですが、備考の方に経営移譲のため父親から譲り受けると書いてありますが、私の聞き間違いでなければ、先ほどの報告でお父さんは亡くなられていると報告を受けたよう

な気がしますが、確認をお願いしたいと思います。

○庄司英喜委員

それでは、今程の件についてですが被設定人の〇〇〇町の〇〇〇さんは、現在は〇〇〇の〇〇〇に勤めております。この田んぼですが、水の便の関係もありまして、これからはそばを作付するということで、その近隣を先ほど言った。岩本推進委員が作っております、そのアドバイスを受けながら相互に協力をしてやって行くということです。

○齋藤澄子委員

機械等はどの様にしてやって行くのか。

○庄司英喜委員

機械はそれぞれ持っていらっしゃいますし、場合によっては岩本さんの方が大きい機械なども持っていらっしゃいますので、それらを組み合わせしながら自分で出来る分、あるいは依頼をする分ということで、確認をしたところでは、秋になると〇〇〇さんが岩本さんの手伝いをしたり、またその逆の場合もあるようですから、その辺りは勤めをしながら頑張っているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長

齋藤澄子委員よろしいですか。

○齋藤澄子委員

わかりました。

○議長

それではもう一点、事務局

○事務局

所有権移転の案件No.2についてでございますが、〇〇〇町の〇〇〇さんは女性です。議案書の申請理由では、父からとなっておりますが母からでございます。訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

○議長

齋藤澄子委員よろしいですか。

○齋藤澄子委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第23号について、原案のとおり可決することに、
ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決することに決定
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、13番 小林千代松委員より現地調査の結果、並びに補
足説明がありましたら報告を求めます。

○小林千代松委員

〔No. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番小林です。農地法第4条 案件No.1 について、報告いたします。
去る4月10日午後2時30分ごろより、申請人の〇〇〇さん、岩下局長、小林次長、菊地委員、私の立ち会いのもと現地調査並びに申請者からの聞き取り調査を行いました。先ほど次長からありましたように顛末書付きで、今回申請したところ下屋建築が農地にかかっていたことがわかったということで、〇〇〇さんはお詫びして今後このようなことがないようにと言っておりました。自宅に隣接しており、今後農作業所、農機具格納庫として使用するということで許可願いたいということでした。次の案件にも出て来ますが、息子さんの宅地転用をしたいということもあり、以上により周辺農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理が今後もなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第24号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、木戸賢治委員。

○木戸賢治委員

18番木戸です。農地法の第4条になっていますが、農機具格納施設などであれば、29条の届出だけで良いはずなんですが、駐車場が必要ということでカーポートを作るため、転用になると思いますが、理由書の中の転用の目的にはそこを入れないとおかしくなるとお思いますので、確認のほどお願いします。

○事務局

この案件につきましては、面積、目的からすれば施行規則29条も適当かと思われます。今回の申請につきましては、本人の意思ということで

4条申請で申請があったものでございます。今回5条の設定で息子さんが住宅を建てるという土地と隣接しておりまして、今回農地であったことがわかったということで、先ほど説明したとおりでございます。施行規則の場合も農機具格納施設として利用するのであれば届出で足りるようになってございますが、農地法4条で自分の農地を自分の目的で使うということで、4条の申請があったということでございます。以上です。

○議長

木戸委員よろしいですか。

○木戸賢治委員

私が言いたいのは、カーポートや乗用車を置くために4条申請になるわけですね、確認として、利用目的の中で備考欄に乗用車の駐車場が必要であると書かなくてはいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

今回の土地利用計画図の方でも申請地の一番下の杭の測量点が入っている横長の土地ですが、こちらにつきましては現在農業用施設を父の代に建ててしまったということで、もう施設として利用されているということでございますので、あくまでもカーポートや駐車場の利用というのはスペース的にあまりないという現況でございます。この図面のとおり建物が建っているという状況でございます。

○議長

木戸委員よろしいですか。

○木戸賢治委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第24号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決することに決定い
たしました。

○議長

続きまして、「議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申
請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、13番 小林千代松委員、所有権移転のNo.
1については、13番 小林千代松委員、No.2については、14番 横山敏光
委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めま
す。

○小林千代松委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番小林です。農地法第5条 権利設定の案件No.1について、ご報告
いたします。去る4月10日午後2時ごろより、被設定人の〇〇〇さん、
設定人の〇〇〇さん、〇〇〇行政書士、岩下局長、小林次長、菊地委員
と私で立ち会いのもと現地調査並びに申請者からの聞き取り調査を行

いました。地目は田ですが、畑として使用しており、設定人、被設定人は親子関係で実家とも隣接しており、将来のことも考えて住宅兼駐車場に転用、建築したいとの要望を受け、被設定人の〇〇〇さんに貸借権を設定することになりました。南側、自宅の東側に畑がありますが、土砂流出、住宅排水等はそちらにして行くということです。以上により周辺農地には支障を及ぼすことはなく、特に問題ないものと判断いたしました。

○小林千代松委員

〔所有権移転のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

続いて、農地法第5条 所有権移転の案件No.1 について、ご報告いたします。去る4月10日午後1時30分ごろより、代理人の〇〇〇行政書士、岩下局長、小林次長、菊地委員と私で立ち会いのもと現地調査並びに聞き取り調査を行いました。地目は田ですが、畑で不耕作でありまして、譲受人は、隣地にある賃貸住宅の駐車場不足を補うため、譲渡人に申出をして、承諾に至りました。南側に畑はありますが、東側は川の土手になっております。日照、雨水等にも問題なく、適切に管理されるものと判断をいたしました。以上です。

○横山敏光委員

〔所有権移転のNo.2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番横山です。農地法第5条 所有権移転の案件No.2 について、ご報告いたします。去る4月11日午後3時15分から現地調査並びに聞き取り調査を行いました。事務局からは高橋さん、小林次長、農業委員から私と大津委員が出席しました。譲渡人の〇〇〇さんは欠席されましたが、譲受人の株式会社〇〇〇の〇〇〇営業部長さんに現地を案内、説明していただきました。申請地は、案内図を見ていただいてもわかりますように、都市計画区域でありまして地目は田となっておりますが、宅地化を前提に整理されているところでございます。上水道は整備され、下水道は分譲後整備されるということでございました。周辺も既に宅地化が進

んでおり、周辺に影響を与えることはないものと認められます。以上ご報告を終わります。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第25号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第25号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決することに決定
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第26号 農用地利用集積計画について」を議題と
いたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用権設定68件、所有権移転3件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第26号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、渡部信夫委員。

○渡部信夫委員

16番渡部です。33ページのNo.64及びNo.65ですが、借り手が両方とも〇〇〇の〇〇〇さん、貸し手の方が同じ〇〇〇でNo.64が借賃が無償、No.65が10a当り 5 千円ということで、同じ集落の中での 2 件の利用権設定で借賃が違っているのはなぜかというのが、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○事務局

33ページのNo.64、No.65について、無償と 5 千円ということですが、こちらの〇〇〇の〇〇〇と〇〇〇という所は農地の条件が違いまして、〇〇〇の方は少し面積が狭いというところと、〇〇〇は割と圃場の方が面積的に広いということで、耕作し易いというところがございまして、No. 64の〇〇〇さんにつきましては、荒らさないようにしてもらえば無償でいいですよということで、双方でお話しをされたということで伺っております。以上です。

○議長

渡部委員よろしいですか。

○渡部信夫委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第26号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第27号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案）5件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第27号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林千代松委員。

○木戸賢治委員

13番小林です。38ページのNo.5の契約面積、公簿面積を見ますと84,859.02㎡となっておりませんが、その上を見ても.02㎡という端数はないのですが、どの様になっているのでしょうか。

○事務局

小林委員からのご質問についてですが、一番下の84,859.02㎡は総計で5件分の総計ということでございます。No.5につきましては、3筆合計で2,195㎡ということでございます。No.1の合計の貸借面積が8,771.00㎡、No.2が16,157.50㎡、ここで端数が出て来ます。No.3が55,478.00㎡、No.4で2,257.52㎡でNo.5と合わせまして、先ほどの.50とNo.4の.52㎡を合わせました、下二けたが.02ということでございます。

○議長

小林委員よろしいですか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第27号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第5回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会）15：12